

○山ノ内町キャッシュレス決済等導入補助金交付要綱

令和3年3月29日告示第63号

改正

令和4年3月22日告示第35号

山ノ内町キャッシュレス決済等導入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために現金によらない決済（以下「キャッシュレス決済」という。）を導入する町内の店舗等に対して、キャッシュレス決済等導入補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、現金のやり取りによる接触の機会及び会計時の混雑を緩和し、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「キャッシュレス決済」とは、クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコード決済及びその他の電子的な決済手段であって、一般的な購買に繰り返し利用できるものをいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、個人事業主又は法人であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内の店舗、事業所等（以下「店舗等」という。）において、令和4年4月1日以後にキャッシュレス決済を導入すること。
- (2) 店舗等におけるキャッシュレス決済の利用が見込めること。
- (3) 店舗等において、継続してキャッシュレス決済を利用する意思があること。
- (4) 町税の滞納がないこと。（ただし、徴収猶予の許可を得た場合は除く。）
- (5) 山ノ内町暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団関係者でないこと。

(交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、令和4年4月1日から令和5年2月28日までの間に導入したキャッシュレス決済の費用（以下「導入費」という。）とする。

2 前項に規定する導入費の対象は、次に掲げるとおりとする。

- (1) キャッシュレス決済端末及び付属品の購入費用
- (2) 本体機器を据え付けるための設置費用
- (3) キャッシュレス決済端末の設置と併せて行うインターネット回線の開設に要する費用
- (4) キャッシュレス決済の種類拡充を目的とする端末等の購入費用
- (5) その他町長が必要と認める費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に掲げる導入費の額とする。ただし、1事業者につき5万円を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、山ノ内町キャッシュレス決済等導入補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、町長に申請しなければならない。ただし、申請は1回限りとする。

(交付決定等)

第7条 町長は、前条の規定に基づき交付申請のあった場合は、それらの内容を審査し、要件を満たしていると認めたときは、山ノ内町キャッシュレス決済等導入補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、不交付を決定したときは、山ノ内町キャッシュレス決済等導入補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。
（変更等の承認申請）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第6条の規定により申請した内容を変更、中止、又は廃止しようとするとき、若しくは期間内に完了しないときは、速やかに山ノ内町キャッシュレス決済等導入補助金交付変更（中止、廃止、完了期限延長）承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する承認申請があった場合は、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、山ノ内町キャッシュレス決済等導入補助金交付決定変更（中止、廃止、完了期限延長）通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。
（実績報告）

第9条 補助事業者は、事業は完了したときは、山ノ内町キャッシュレス決済等導入補助金実績報告書（様式第6号）に必要な書類を添付して、町長に実績を報告しなければならない。
（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、内容を審査し、補助金交付の額を確定し、山ノ内町キャッシュレス決済等導入補助金交付額確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。
（交付請求）

第11条 前条の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、山ノ内町キャッシュレス決済等導入補助金請求書（様式第8号）を提出しなければならない。
（譲渡等の禁止）

第12条 補助金を受ける権利を譲渡し又は担保に供することはできない。
（交付決定の取消し等）

第13条 町長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部を返還させることができる。

- （1）虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）この要綱の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の取消しの決定を行ったときは、山ノ内町キャッシュレス決済等導入補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。
（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月22日告示第35号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

申請日： 年 月 日

山ノ内町キャッシュレス決済等導入補助金交付申請書

山ノ内町長 様

申請者 所在地 (住所)

名称

代表者職・氏名

印

山ノ内町キャッシュレス決済等導入補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり交付申請します。

記

1 交付対象者

(フリガナ)			
①事業所名・施設名称			
②所在地	山ノ内町大字	③電話番号	

2 交付額等

対象経費	<p>_____円 (①+②+③+④)</p> <p>内訳 ①決済端末及び付属品の購入費用 _____円</p> <p>②本体機器を据え付けるための設置費用 _____円</p> <p>③決済端末設置と併せて行うインターネット回線開設に要する費用 _____円</p> <p>④決済種類拡充を目的とする端末等の購入費用 _____円</p>
交付申請額	_____円 (上限50,000円)
誓約事項 右の内容を確認し、チェック欄(□)に『✓』してください。	<input type="checkbox"/> 店舗等において、継続してキャッシュレス決済を利用し、事業を行う意思があります。 <input type="checkbox"/> 町税の滞納はありません。また、町が申請者に係る税情報を閲覧することに同意します。 <input type="checkbox"/> 山ノ内町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団関係者ではありません。 <input type="checkbox"/> 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付された補助金の全部を返還します。

3 担当者

役職・氏名		連絡先	
-------	--	-----	--

4 添付書類 ※次の書類があることを確認しチェック欄(□)に『✓』してください。

- 見積書の写し
- カタログ等、導入しようとする機器がわかるもの
- 町内で営業していることがわかる書類

(例:営業許認可書の写し、個人事業の開業届出書の写し、前年度確定申告書の写し 等)

山ノ内町指令第 号
年 月 日

様

山ノ内町長

山ノ内町キャッシュレス決済等導入補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のありました山ノ内町キャッシュレス決済等導入補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので、山ノ内町キャッシュレス決済等導入補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

補助金交付額 _____ 円

1 補助金交付の条件

- (1) 事業完了後、実績報告を受けて補助金交付額を確定します。
- (2) 事業の内容を変更、中止、又は廃止しようとするとき、若しくは期間内に完了しないときは、速やかに変更（中止・廃止・完了期限延長）承認申請書を提出してください。
- (3) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、又は山ノ内町キャッシュレス決済等導入補助金交付要綱の規定に違反したときは、補助金の交付の取り消し、又は既に交付した補助金の全部を返還させることがあります。

様

山ノ内町長

山ノ内町キャッシュレス決済等導入補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました山ノ内町キャッシュレス決済等導入補助金について、審査の結果、下記のとおり交付決定者として認定できませんでしたので、山ノ内町キャッシュレス決済等導入補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

理由

様式第4号（第8条関係）

山ノ内町キャッシュレス決済等導入補助金交付
変更（中止、廃止、完了期限延長）承認申請書

年 月 日

山ノ内町長 様

申請者 所在地（住所）
名称
代表者職・氏名

印

年 月 日付 山ノ内町指令第 号で交付決定のあった山ノ内町キャッシュレス決済等導入補助金について、事業の内容を下記のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止・完了期限延長）の理由
- 2 変更の内容（中止の期間・期限延長後の完了予定期日）
- 3 事業進捗（遂行）状況（ 月 日現在）
- 4 添付書類（必要な場合）
変更前と変更後の内容が対比できるような書類
（見積書の写し、カタログ等、導入しようとする機器がわかるもの 等）

様式第5号（第8条関係）

山ノ内町キャッシュレス決済等導入補助金交付
決定変更（中止、廃止、完了期限延長）通知書

年 月 日

様

山ノ内町長

年 月 日付 山ノ内町指令第 号で交付決定した山ノ内町キャッシュレス決済等導入補助金については、下記のとおり変更したので、山ノ内町キャッシュレス決済等導入補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

- 1 既交付決定額
- 2 変更交付決定額
- 3 変更等の内容

変更前	変更後

- 4 変更等の理由

様式第6号 (第9条関係)

山ノ内町キャッシュレス決済等導入補助金実績報告書

年 月 日

山ノ内町長 様

申請者 所在地 (住所)
名称
代表者職・氏名 ⑩

山ノ内町キャッシュレス決済等導入補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて実績報告します。

記

1 交付対象者

(フリガナ)			
①事業所名・施設名称			
②所在地	山ノ内町大字	③電話番号	

2 請求額等

実績額	円
補助金請求額	円 (上限50,000円)

3 添付書類 ※次の書類があることを確認しチェック欄(□)に『✓』してください。

- キャッシュレス決済を導入したことが分かる書類
(例：契約書がある場合は契約書の写し、契約書がない場合は申込書等の写しとサービス開始が確認できる書類)
- 領収書の写し
- 写真

様

山ノ内町長

山ノ内町キャッシュレス決済等導入補助金交付額確定通知書

年 月 日付で実績報告のありました山ノ内町キャッシュレス決済等導入補助金について、下記のとおり補助金額を確定しましたので、山ノ内町キャッシュレス決済等導入補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

- 1 補助金確定額 _____ 円
- 2 交付方法 山ノ内町キャッシュレス決済等導入補助金請求書（様式第8号）に記入された口座へ振り込みます。
- 3 条件等 以下の各号に該当するときは、補助金の交付の取り消し、又は既に交付した補助金の全部を返還させることがあります。
 - （1）虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - （2）山ノ内町キャッシュレス決済等導入補助金交付要綱の規定に違反したとき。

様式第8号 (第11条関係)

山ノ内町キャッシュレス決済等導入補助金請求書

年 月 日

山ノ内町長 様

申請者 所在地 (住所)
名称
代表者職・氏名 ㊞

年 月 日付 山ノ内町達第 号により補助金交付額の確定のあった標記補助金について、山ノ内町キャッシュレス決済等導入補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額

補助金請求額	円 (上限50,000円)
--------	---------------

2 振込先口座

金融機関名	銀行 信用金庫 本・支店 信用組合 本・支所 農業協同組合		
口座種類	1 普通 2 当座 3 その他	口座番号	
口座名義人	(フリガナ)		

様

山ノ内町長

山ノ内町キャッシュレス決済等導入補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 山ノ内町指令第 号で通知した山ノ内町キャッシュレス決済等導入補助金の交付決定について、下記の理由により取消しますので、山ノ内町キャッシュレス決済等導入補助金交付要綱第13条第2項の規定により通知します。

記

取消理由